

こうべ海の盆踊り2018出店のご案内

拝啓

貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、こうべ海の盆踊り事務局では、皆様に楽しんでいただけるよう企画を推進しています。

「海の盆」は夏の風物詩として定着し、毎年非常に多くの誘客が見込まれます。これにあわせ、事務局には出店のお問い合わせも増えてきております。イベントの趣旨にもあわせ、事務局では、出店の盛り上げも皆さんと共に創っていきたく考えています。

是非、今年も出店ブースにご出店いただき一緒に夏の風物詩を楽しむことができると願っています。

つきましては、募集の案内をご参照いただきご出店のご検討をいただければ幸いです。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

こうべ海の盆踊り2018
出店募集要項

実施概要

こうべ海の盆踊り2018 出店を希望される方へ

- こどもから高齢者まで楽しめる出店内容であることを念頭に屋台の構成を考えています。
- 定番の模擬店のほか、神戸らしいものや外国の珍しい模擬店などのイベントを盛り上げる内容の出店をお願いします。
- 物販の場合は、出来る限りの奉仕価格にてお願い致します。

■開催概要

実施日時：平成30年8月18日(土) 16:00～20:45 ※荒天順延 8月19日

会場：神戸市中央区 メリケンパーク

主催：こうべ海の盆踊り実行委員会

来場者数：延べ約3万人

■出店の手続き方法

①出店を希望される方は、提出書類①～⑥を事務局までFAXにてお送りください。

出店は提出書類及び、誓約書を提出されることに同意していただける方に限らせていただきます。

②出店料は40,000円（税込み）です。事前に指定の口座までお支払い願います。

※お振り込み確認の後、出店決定となります。

ご指定日までにご入金されていない場合は、申し込みをされていても出店されないものと判断し、当日の販売場所をご用意しませんのでお気をつけください。

③出店にあたっての基本資材は事務局にてご用意いたします。

④出店申込みは、1出店者（社・団体）につき1ブースに限らせていただきます。出店の申込みは、直接下記の出店事務局（株）セレスポへお願いします。他の業者を通じての申込み等はお断りさせていただくことがあります。

⑤出店申込締切 7月27日(金)

■問い合わせ先

こうべ海の盆踊り2018 出店事務局

株式会社セレスポ 神戸営業所

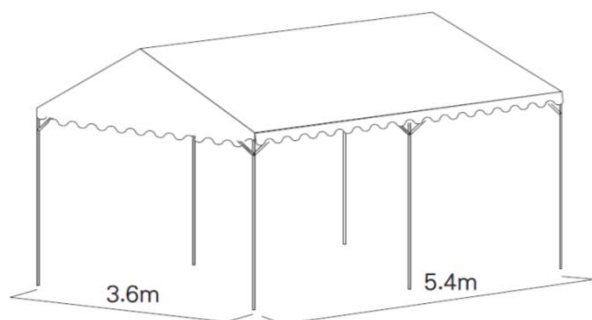
〒650-0036 神戸市中央区播磨町49神戸旧居留地平和ビル9F

電話078-335-2711 FAX078-392-8330 担当 北林・小嶋

受付時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

出店内容について

■事務局が用意する出店ブースについて



テント/2K×3K (3.6m×5.4m)
テーブル/1800×750 2本
パイプイス/4脚
簡易看板/1枚 (御社名を記載)
電球/蛍光灯 2本
電気コンセント/1KW

追加について・・・
・電気1KW毎に4000円、机1本1000円、
椅子1台300円 (税別)

※そのほか、必要なものは自己負担となります。

※鉄板など高温になる機器を使用する場合、直接テーブルの上に置かず、耐火ボードのご用意をお願いいたします。テーブルが焦げたり、焼けた場合は、弁償していただきます。

※電気工事の追加及びその他追加がございましたら、事務局へお問い合わせください。(別途有料です)

※ブース位置につきましては、事務局にて決定させていただきます。

販売品目や販売趣旨などにより、似た内容の出店が並ばないように調整します。

販売内容の特異性により、どうしても位置を指定したい場合は、事務局まで申し出ください。ただし、すべての希望に答えられないことがございます。ご了承ください。

販売品目について

予め申請し事務局にて承認した品目以外の販売はご遠慮願います。

違法商品、花火などの危険物の販売はご遠慮願います。

尚、販売品目に変更などがある場合は、事前にご連絡ください。

※商品には、来場者が容易に認識できるように価格を表示してください。

出店にかかる費用：¥40,000- (消費税を含みます)

出店にかかる基本資材の実費分を徴収させていただきます。

7月27日(金)までに下記の口座まで振込にてお願いいたします。

振込手数料のご負担をお願いします。

りそな銀行 垂水支店 当座501096 口座名 (株)セレスポ

※振込み名は、お申込の会社名でお願いいたします。

※領収書が必要な場合は、申込書式に記載をお願いします。イベント当日にお渡しいたします。

出店に際しての注意事項

■電源に関して

消防署の指導により、各自で持ち込まれた発電機の使用は固くお断りさせていただきます。

■ごみの処理

ゴミ袋（事業系ごみ指定袋）は必ず持参し、出したゴミはまとめて所定のゴミ捨て場所に捨ててください。会場内清掃にご協力をお願いします。

また、ゴミが散乱しないように十分な配慮を行ってください。

■消火器

火気を使用される場合は、消火器を各自にて必ずご用意ください。

消火器をご用意いただけない場合は、火気の使用をお断りさせていただきます。

■中止告知

荒天の場合の中止につきましては、メリケンパークの関係者入口に中止看板にて告知いたします。

また可能な限りお電話にてご連絡させていただきます。申込用紙にご連絡先を必ず記載ください。

※中止の場合でも会場内には運営スタッフがいます。

※中止の場合、翌日（8月19日）に順延となります。それ以上の順延はありません。

※天候の不順その他止むを得ない事情による中止の場合、主催者は、出店料の返還含め一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

その他一般規定及び禁止事項

【一般規定】

1.事故防止及び責任

- ・出店者は搬入出・営業中・食中毒など事故の防止に努めてください。
- ・事務局は、事故防止のため必要とされる処置を要請、もしくは作業の制限および中止を求めることがあります。
- ・金銭の管理は金庫の用意や現金を人目につかないようにするなど十分に管理してください。
- ・会場内施設の破損につきましては実費を請求いたします。
- ・出店物の輸送及び販売期間中の保護については、出店者が必要に応じて保険などの対策をとってください。
- ・**会場内での盗難や販売でのトラブルおよび事故に関しては、出店者の責任において処理させていただきます。主催者側は一切の責任を負いません。**

2.諸経費の負担

- ・共同シンク以外で給排水などを必要とする場合は出店者の負担とします。
- ・基本資材以外のすべての販売物・展示物は出店者の負担とします。
- ・出店者の行為に関して、出店物に対する保険はすべて出店者の負担とします。

3.小間内の出店者常駐

- ・出店者は必ずブース内に常駐し、来場者への対応、出店物の管理にあたってください。
- ・会場内における出店者の手荷物などの管理は出店者が行ってください。

4.規定の変更

- ・事務局は、やむを得ない事情がある場合、募集要項内の規定等を変更する場合があります。

【禁止行為】

- ・他ブースの迷惑となる行為（BGM音量、宣伝行為、誹謗中傷など）
- ・危険物の持ち込み
- ・その他著しく来場者及び、他の出店者に迷惑をかけるような行為はお控えください。

以上の各点を遵守していただけない場合は退去をお願いする場合がございます。

出店品目に際しての注意事項

1. 食品取扱いの原則について

- (1) 食品の冷蔵保存を徹底すること（地面への直置きや、直射日光、高温多湿を避けること）。
- (2) 調理は必ず当日行い、調理後は迅速に提供し、作り置きをしないこと。
- (3) 調理時には、中心部までの十分な加熱を心がけること。
- (4) 串刺し・細切等の調製行為はしないこと。
- (5) 手洗い・手指の消毒を十分に行うこと。
- (6) 異物混入や汚染の原因となる物を置かないこと（例：灰皿等）

2. 提供品目について

(1) 大原則

提供直前加熱品であり、加熱後にカット、混ぜる等の調製工程が入らないこと。

(2) 提供禁止品目

①生野菜・生果物

- ・自らカットしたものは不可（許可施設（飲食店）でのカットも不可）。
- ・トッピング等でやむをえず使用する場合、殺菌する等衛生的に処理されたカット済市販包装品（市販のカットネギ等）や缶詰に限り可。
- ・生野菜・生果物を使用した飲料の製造、販売は不可（スムージーも含む）。許可施設（清涼飲料水製造業許可取得施設を除く）での搾汁、製造も不可。

②かき氷（未殺菌の果実を使用したもの等）

- ・果実を使用する場合（けずりいちご等）、未加熱・未殺菌の果実（自家凍結・加工等）の使用は不可。
- ・加熱・殺菌済果実（例：缶詰、市販品の冷凍いちご等）や味付氷を、切削して提供することは不可。

③生ハム・ローストビーフや、それらを使用したメニュー（例：ローストビーフ丼）

④サンドイッチ等調理パン（提供直前に加熱工程のない物は不可）

⑤クレープ（提供直前加熱品又は市販品以外を具材に使用したものは不可）

⑥おにぎり（現地での調製及び自家製は不可）

⑦漬物（きゅうりの一本漬等浅漬は不可）

⑧生肉、刺身、たたき等

⑨寿司類

⑩生卵

⑪酢の物、和え物、マリネ等

⑫生菓子類（市販包装品を除く）

⑬ソフトクリーム（市販包装品は除く）

⑭クリーム・シロップ類（市販包装品は除く）

⑮ゼリー（現場で切り分ける・盛り付ける等調理過程が発生するものは不可）

(3) その他

○牛乳について

- ・市販の紙パック入牛乳を使用する場合、10℃以下を保てる冷蔵設備を整え、小分けせず直接容器に注ぎ、提供すること。
- ・提供の際には、その場で喫飲させ、持ち帰らせないようにすること。

3. その他注意事項

- ・食中毒のおそれがある食品は、事務局の判断でお断りする場合があります。
- ・事前に申請していない商品の販売は禁止させていただきます。
- ・保健所より、取り扱いできない旨や、調理・販売・材料保管等方法について指導があった場合は販売品目の変更を指示する場合があります。

※当日、神戸市保健所東部衛生監視事務所の立入検査があります。

※食中毒のおそれがある食品は、事務局の判断でお断りする場合があります。

※原材料の仕込み（切り作業等）行為は、その場で行わず、事前に仕込みをしたものを用意し、必要に応じて

使用直前まで十分に冷蔵管理したものを使用ください。

※その場での製造・加工及び調理に大量の水を必要とするものは取り扱いをやめてください。

※餅付きは飲食営業、あるいは菓子製造業の許可を受けた店舗以外の販売は禁止いたします。

※事前に申請していない商品の販売は禁止させていただきます。

4. 設備について

以下の設備をそろえること。

- (1) 流水式手洗い設備（コック付ポリタンク及び排水バケツ）
- (2) 手指の消毒設備（石けん（ハンドソープ）・アルコール）※両方用意すること。
- (3) 廃棄物を収納できるもの（大型ゴミ袋、蓋付きゴミ箱（不浸透性材料で作られたもの）等）
- (4) 冷蔵設備（クーラーボックス等）及び温度計
- (5) 三方囲い（屋外露店の場合、三方をシートで覆わせること。）

5. 給排水に関して

会場内にある水飲み場・水道のみ使用できます。

あらかじめ各自にてポリタンク等をご用意ください。

また、洗い場は設けておりません。

油や食材の残り等は会場内で絶対に流さず、必ず各自でお持ち帰りいただき、処理してください。

搬入出について

出店のスケジュール

■商品の搬入 8月18日(土) 11:00~15:00

15:00までにメリケンパークへお越しください。

■出店時間 8月18日(土) 16:00~20:45

・搬入駐車スペースを会場のメリケンパーク内に確保していますが、スペースに限りがありますので**会場内に駐車できるのは、1店舗1台**とさせていただきます。

・事前に「搬入駐車許可証」を郵送しますので、当日は必ずお持ちください。

※商品の搬入が終了し、準備が完了した時点より販売していただいて結構です。

途中で販売中止などされます場合は、事務局に申し出てください。

また、16時以降は会場内には車の出入りが一切できませんのでご注意ください。

■撤去 8月18日(土) 20:45~23:00/当日

8月19日(日) 8:00~12:00/翌日

夜遅くの作業になりますので翌日の午前中に撤去していただければ結構です。

※8月18日(土)が荒天の場合、19日(日)に順延します。

(この場合、時間は上記のままで全体的に一日順延となります。)

搬入~設営~駐車経路

搬入入口にガードマンがいます。店舗名をお伺いさせていただきます。

搬入の際には事務局が発行します「搬入駐車許可証」が必要となります。

搬入のルートにつきましては、
お申込完了後、
出展要項を送付させていただきますので、そちらをご覧ください。

↑ F A X (078-392-8330)

提出書類1

こうべ海の盆踊り2018出店事務局(株)セレスポ 神戸営業所)まで

こうべ海の盆踊り 2018

出店申込書

出店規約を了承し、下記のとおり申込みします。

貴店名		
代表者名	(印)	
連絡先	TEL:	FAX:
	E-mail:	
	携帯:	
料理名称 および 特徴	① 名称	特徴・販売金額
	② 名称	特徴・販売金額
	③ 名称	特徴・販売金額
	④ 名称	特徴・販売金額
	⑤ 名称	特徴・販売金額
電源について	<input type="checkbox"/> 電源(100V)を使用 合計()Wを使用予定	<input type="checkbox"/> 電源は使用しない
車両進入 台数	台 <small>※駐車許可証は1店舗につき、1枚発行いたします。 それ以外の車は駐車できませんのでご了承ください。</small>	出店料の領収書の(要・不要) <small>※いずれかに丸をお付け下さい。 領収書は上記宛名での領収書を催事当日、会場にて お渡します。</small>
その他	基本資材以外で必要な備品があればこちらに記入してください(有料となります。) 追加料金・・・電気1KW毎に4000円、机1本1000円、椅子300円(税別)	

↑ FAX (078-392-8330)

提出書類2

こうべ海の盆踊り2018出店事務局(株)セレスポ 神戸営業所)まで

こうべ海の盆踊り 2018

貴店名	
-----	--

調理（製造）又は販売品目及び営業責任者一覧表

番号 (注)	食品名	責任者名 (従事者数)	販売 予定数	調理・製造及び販売方法等 (販売のみ又は小分け販売の場合は仕入れ先住所・店名を記入すること)
例	カレー	山田 太郎 (人)	500食 予定数	販売のみ・小分け販売・調理販売・他 調理方法などを記入する 丸をつける あらかじめ自店で作成したカレーのルーを現地で温めて、現地の炊飯器で炊いた白米の上にかけて提供。
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他

(注)番号を平面図内の該当する位置にも記入してください

F A X (078-392-8330)

提出書類3

こうべ海の盆踊り2018出店事務局(株)セレスポ 神戸営業所)まで

こうべ海の盆踊り 2018

出店申込書

貴店名	
-----	--

看板について

テント前に御社名を記入した看板を取り付けます。
10文字まで記入が可能ですので、記入文字をご指示下さい。

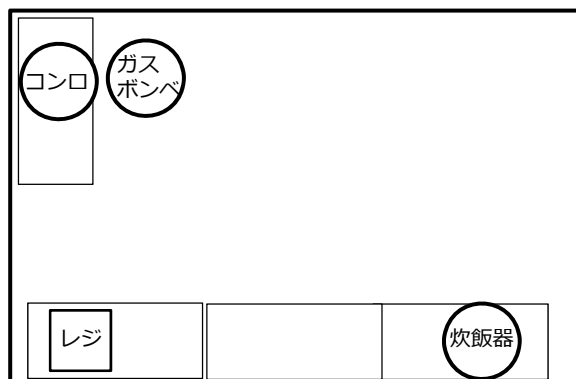
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

テント内レイアウト

テント内のレイアウトをご記入ください。

--

(記入例)



↑ F A X (078-392-8330)

こうべ海の盆踊り2018出店事務局(株)セレスポ 神戸営業所)まで

提出書類4

こうべ海の盆踊り 2018

出店申込書

こうべ海の盆踊り実行委員会 殿

出店申請者 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 昭・平 年 月 日
携帯番号

私は、別紙誓約書に署名押印した上、次のとおり露店の出店を申請します。

期 間	平成28年8月18日(土) 16:00~21:00 荒天延期の場合、翌19日(日) 16:00~21:00		
営業補助者	1	住 所	
		ふりがな 氏 名	
		生年月日	
		携帯番号	
	2	住 所	
		ふりがな 氏 名	
		生年月日	
		携帯番号	
	3	住 所	
		ふりがな 氏 名	
		生年月日	
		携帯番号	
	4	住 所	
		ふりがな 氏 名	
		生年月日	
		携帯番号	

本人確認書

(5名以上の場合は本紙をコピーしてお使い下さい。)

運転免許証

健康保険証など顔写真がない身分証の
場合は、下部に顔写真を添付すること。

(住所)
(氏名)

運転免許証

健康保険証など顔写真がない身分証の
場合は、下部に顔写真を添付すること。

(住所)
(氏名)

運転免許証

健康保険証など顔写真がない身分証の
場合は、下部に顔写真を添付すること。

(住所)
(氏名)

運転免許証

健康保険証など顔写真がない身分証の
場合は、下部に顔写真を添付すること。

(住所)
(氏名)

写真

氏名()

写真

氏名()

写真

氏名()

写真

氏名()

誓約書

提出書類6

私はこうべ海の盆踊り2018に出店するにあたり、下記事項について厳守することを誓約いたします。

- 1、私は暴力団員及び暴力団員との密接な関係にある者ではありません。また、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者を働かせません。
- 2、当社は、暴力団関連企業ではありません。
- 3、私は暴力団員と同一生計の者ではありません。
- 4、補助者として、暴力団員は従事させません。
- 5、出店に関し、他人に名義を貸しません。(私以外の者が営業しません。)
- 6、会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 7、暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
- 8、暴力団を排除するため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 9、指定された時間以外は営業しません。
- 10、出店許可区域内で営業し、周辺に食材等は置きません。
- 11、車両を乗り入れる場合は、歩行者等に細心の注意を払い運転します。
- 12、消火器具の使用に関して安全を期すとともに、消火器の取扱方法を習熟します。
- 13、主催者の指示に従います。
- 14、上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取消し又は露天等の撤去の措置をとられても、一切異議申し立てを行いません。

年 月 日

【出店申請者】

氏名 ⑩

【営業補助者】

氏名 ⑩

氏名 ⑩

氏名 ⑩

※申請者、営業補助者全員の署名押印（別紙に運転免許証または住民基本台帳カード(写真付)の鮮明に読み取れるコピーを添付。）

暴力団排除条例抜粋(利益の供与の禁止)

第20条何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という)をすること。

(2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。

2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。(以下略)